

こんにちは
栄養士です

知っておきたい食品表示

②「品質表示」

保健福祉課
保健指導係
☎ 52-2144

食品の表示には、『栄養成分表示』と『品質表示』があり、先月号では、食品に「どんな栄養が入っているのか」といった『栄養成分表示』についてお知らせしました。

今月号では、産地や原材料、賞味期限、保存方法などの『品質表示』についてお知らせします。

品質表示

名称

食品の内容を表す一般的な名称を記載します。ジュースを例にすると、その商品名ではなく、「清涼飲料水」というように表示されます。

原材料名

食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合が多いものから順に記載され、食品添加物が使われている場合には、原材料に占める重量が多いものから順に記載されています。

内容量

特定の出産地、特色のある原材料の表示例

しょうゆ

(大豆のうち、国産大豆を80%使用した場合)

名称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原材料名	大豆(国産80%)小麦、食塩、アルコール、酸味料
内容量	500ml
賞味期限	平成16年10月
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	(株) 食品 東京都 区 町×番×号



グラムやミリリットル、数量などで記載されています。消費期限・賞味期限

消費期限は

一般的に加工されてから5日以内に消費するべき食品に対し表示されます。

賞味期限は

一般的に6日以上日持ちする食品に対し表示されます。その期限内はおいしく食べられ、かつ食べきってほしい日にちを意味しています。

「期限」は、いずれも開封前のもので、かつ、定められた方法で保存している場合にのみあてはまります。開封後は食中毒予防のためにも、なるべく早く消費するなどの注意が必要です。2種類の期限が存在し、分かりにくいことから、平成17年8月より製造、加工または輸入されるものは賞味期限に統一して表示されることが決まりました。

保存方法

飲食料品の特性に従い、「直射日光を避け、常温で保存すること」や「10 以下で保存すること」などが記載されています。保存方法を守らなければ、消費期限・賞味期限内でも腐敗などの劣化が起る場合がありますので注意が必要です。

製造者

製造者などの氏名または名称および住所を記載します。表示を行うものが「製造者」

「販売者」「加工者」の場合があります。

加工食品の原料原産地の表示産地を強調して表示する商品については、その産地が製品の加工地なのか、原料の原産地なのかを明確にすることが検討されています。なお、生鮮食品に近い一定の加工食品については、原料原産地の表示を義務付けることなども検討されています。

遺伝子組み換え食品の表示

消費者の商品選択のための情報提供という観点から、表示基準に基づいて義務付けられた表示です。

表示の対象となる食品は、5つの農産物(大豆・枝豆・大豆もやし、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実)およびこれらを原材料とする加工食品であって、加工後も組換えられたDNAまたは組み換えによって生じたタンパク質が残存するものです。

健康食品の表示

特別用途食品



健康上特別な状況にある対象者に対し供給することを目的とした食品で、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児調製粉乳、高齢者用食品、特定保健用食品があります。認証マークには対象の区分が表示されます。

特定保健用食品(保健機能食品)食品や食品成分と健康との関わりに関する知見から、ある種の保健の効果が期待される食品であって、食生活において保健の目的で使用する人に対し、その食品を摂取することによりその保健の目的が期待できる旨の表示が許可された食品です。

健康食品



厚生労働省の指導により、日本健康食品協会がその安全性、衛生面や表示内容などについて審査を行い、設定した品目別規格基準に適合した健康食品です。

本来食品の表示は、消費者の安全な食生活を守るためのものです。キャッチコピーなどに惑わされることのないよう、しっかりと見分ける力に身に付け、健康の維持増進に役立ててください。